西洋近現代史研究会報告要旨シリーズ第 4 号
2019 年 9 月

18～19 世紀オーストリアにおける女性使用人と教育
フランツ・ミヒャエル・フィアターラー『黄金の鑑』を中心に

久米　彩也加

はじめに

18 世紀後期オーストリアは、マリア・テレジア、ヨーゼフ 2 世の下行なわれた諸改革により、政治・経済・社会の諸側面において旧体制からの著しい構造変換を強いられた。教育政策においては、「一般教育令」（1774）によって就学年齢（6～12 歳）に達したすべての子供への初等教育が義務付けられ、従来の教会・聖職者の支配力が排除されることで、国家管理と中央集権化の徹底が目指された。

女子教育においては、教育令制定後も女子教育修道会が中心的役割を担った。先行研究において、修道会の教育活動は宗派化による宗教的修養の役割を重視して分析がなされてきたために、実践的な識字能力の獲得にはいたらないという指摘が多くなされてきた。一方で、修道会は女性使用人を育成するための基礎的な読み書き計算を教育目標に掲げている。山之内（2010）は 18 世紀末ウィーンにおける小間使い娘の読書習慣を通して、彼女らを識字能力を有した「読者グループ」として分析し、この能力を身につけた場として女子教育修道会を挙げている。しかし従来の研究では、女性使用人と修道会の教育活動の関係を明らかにすることは難しい。

本報告では、女性使用人を育成する教育、特に識字教育に注目し、それを育成した場の一つであると考えられる女子教育修道会の教育活動を分析する。分析方法として、実際に修道会で使用人育成を目指して用いられていた教科書である『黄金の鑑』を中心に、教育家フィアターラーの著作と教育思想の分析を行なう。これにより宗派化における宗教的修養の下、十分な分析がなされてこなかった女子教育修道会の教育活動をより明らかにすることができ、教育体制の確立、文字伝播の遅れたカトリック地域という分析視角へ再考を促すことを目指す。

1. 教育家フィアターラーの教育思想

フランツ・ミヒャエル・フィアターラー（Franz Michael Vierthaler, 1758-1827）は 18 世紀末ザルツブルクの初等教育政策の中心人物であった。ザルツブルクは当時オーストリア諸

邦には組み込まれておらず、聖界領邦として大司教によって統治されていた。1772 年大司教に選出されたコロレドは、就任後から初等教育政策に取り組んだ。1775 年教育委員会を設立し教員養成授業を導入すると、ウィーンで新しい教育論を身につけた教員による授業が行なわれた。ザルツブルク大学在学中から熱心に作家活動を行なっていたフィアターラーは、その活動が評価され 1790 年初等学校長官に任命された。彼はザルツブルクの体制変化に伴い役職が変更されたが、晩年まで教育活動に携わった。1804 年にはザルツブルクの孤児院長官、1806 年にはウィーンの孤児院長官に就任し、孤児院での教育活動にも貢献した。その後死去する 1827 年までウィーンで活動し、その影響はウィーンにも及ぶ。

フィアターラーの具体的な教育論を分析する。教師に新しい教育論を身につけさせることを目指した『方法論と教育学の初歩：それに関する短い解説』（1791）においては、それぞれの個性に応じた人格形成を行なうことが重要であると指摘し、問答形式を用いた主体性の育成を重視していた。その一方で、身分、職業、性別に応じた教育を推奨しており、これらの制限の下での教育が想定された。ザルツブルク市民の男子への初等教育を記した『フランツ・トラウゴット：とある子どもの成長記』（1792）では、教育内容として、読み書き、道徳教育、計算、歴史、地理、動物・植物・金属などの簡単な解説が記された。さらに学校教育の推進、学校での振る舞い方が示され、子ども自身に学校で学んだことを講義形式で授業させるなど、自身で考え、自立した存在として成長することが重視された。一方でこの著作においても、自身の身分から逸脱しない範囲での教育が想定されていた。

このようにフィアターラーの教育論は、同時代の教育論の多くが同様であったように、自身にふさわしい制限された範囲での教育を推奨するものであった。これは女子への教育の制限としても明確にあらわれている。例えば初歩的な読本として用いられた『子どもの本：初学者への贈り物』（1792）においては、女子は基礎的な教育だけでなく、「家政や家事に属する多種多様なその他のこと」や「料理すること、パンを焼くこと、総じて料理や飲み物を用意すること」、「縫うこと、編むこと、紡ぐこと、洗濯すること」が教育内容として挙げられ、性別に応じた将来的に必要とされる知識を身につけることが求められた。

2.『黄金の鑑』からみる女性使用人への教育

『フランツ・トラウゴット』において様々な知識を記し、男子の主体性を重んじた教育論が展開された一方で、女子教育においては使用人への実用書という制限された形でのみ、その教育論が記された。『黄金の鑑：奉公へ行きたい少女への贈り物』（1791）は、ザルツ

ブルクで女学校の教科書として使用するために作成され、少女に対して将来女性使用人として働くための助言が記された。1818 年にはウィーンの女学校でも読本として用いられ、1893 年にいたっても「年長の子どもへの読物」として用いられた。教育内容は主に、使用人としての行動規則、道徳教育、さらに子守女・介護人としての義務などが記された。

具体的な記述内容としては、宗教教育に基づいた道徳教育が一貫して記されており、使用人として働くために主家への従順さ、誠実さを植え付ける教育が重視されている。その中で特に、自己犠牲の精神が強調されている。また、具体的な識字能力に関しては読む能力のみ言及されており、宗教的な読本を通した宗教的修養のためだけでなく、経済的な、家庭的な知識を得ることができる読書も薦められている。したがって、良き使用人は読む能力を身につけていることが自明のこととして記されている。

1826 年には『黄金の鑑』を基に書き直した『特に奉公へ行きたい少女への教科書と読本』がウィーンの教科書出版社から出版された。これはウィーンで教科書・読本として用いるために出版されたものであると考えられる。ここでは『黄金の鑑』に比べて、さらに具体的な読み書き計算能力が記されたために、19 世紀にはこれらの能力がより必要とされていたと考えることができる。また、使用人として必要な知識を得るために学校教育が推奨されており、これらの知識が、学校で身につけることができると考えられていたことがわかった。

3. 教育現場における『黄金の鑑』の使用

女子教育修道会は、貴族や裕福な市民の娘を受け入れた寄宿学校と、中下層の少女に無償で基礎的な教育を通学により与えた外部学校の二種類の学校により、幅広い階層の教育に取り組んでいた。修道会の教育目的は宗教的動機による、世俗の社会で活躍する良きキリスト者としての女性の育成であった。しかし、実際に修道会で学ぶ少女やその両親は、世俗の生活で自身の身分に必要な知識を獲得するため、教育を受けていたと考えられる。したがって、修道会は彼らの要望に応じた教育を行なう必要があった。外部学校に通う少女にとっては、修道会の提供する教育が将来の職業に役に立つものであったために、多くの少女が修道会を利用していたといえるであろう。ここでは、想定されていた教育制度と実際の教育現場の間の齟齬、さらには教育現場において生徒・両親の要望に応える教育機関・教師の相互作用を指摘することができる。

ザルツブルクの女子教育修道会であるウルスラ会は、1770 年代にはウィーンで新しい教

育方法を身につけた修道女が女性教師として教鞭をとり、1792 年にはフィアターラーによる新しい教育論の指導が行なわれた。彼は 1805 年にウルスラ会の修道院長に対して、「あなたがたの少女たちは教育されるべきであるが、学問的な知識を身につけるべきではない」と告げたことから、やはり女子教育に対しては制限された内容を想定していたといえるだろう。この指導に基づきながら『黄金の鑑』は、修道会の外部学校で教科書・読本として用いられていた。さらに修道会だけでなく、フィアターラーはウィーンの孤児院学校においても読本として導入することを勧めており、貧しい孤児が将来的に使用人として職を得ることができるよう考慮していたことがうかがえる。彼は多くの少女達の将来の役割として女性使用人を想定しており、そのための教育を推奨したが、それは制限されたものであった。

おわりに

『黄金の鑑』を使用した教育により、18 世紀末から 19 世紀にかけて、ザルツブルクの女子教育修道会やウィーンの孤児院学校などの女子教育機関において、女性使用人育成のための教育が行なわれていたといえる。したがって、これらの教育機関が使用人育成と密接に関わり合っていることが改めて指摘できた。さらにこれらの教育機関では主に中下層の少女が教育を受けており、これらの少女が将来使用人として職を得るために、修道会に通っていたことも指摘できる。この教科書がどのように実際の教育現場において使用されていたかを分析することで、より詳しく女子教育、特に宗教教育だけではない女子教育修道会における教育活動の実態の一端を分析することができるであろう。

一方で『黄金の鑑』の内容を分析すると、使用人としての道徳教育が中心であり、識字教育を身につけさせるために用いたことを決定的に指摘することは難しい。しかし時間の経過とともに、読み書き計算能力は必要とされていったことが分析できる。この時間の経過に伴う記述の変更に関しては、社会状況の変化も考慮しながら、今後より詳細に分析する必要がある。

参考文献

史料

Vierthaler, Franz Michael, *Elemente der Methodik und Pädagogik: nebst kurzen Erläuterungen derselben,* Salzburg, 1791.

———, *Goldner Spiegel: ein Geschenk für Mädchen, welche in Dienste tretten wollen*, Regensburg, 1791.

———, *Das Kinderbuch: ein Geschenk für die ersten Anfänger*, Salzburg, 1792.

———, *Franz Traugott: eine lehrreiche Kindergeschichte*, Regensburg, 1792.

———, *Lehr- und Lesebuch für Mädchen, vorzüglich solche, welche in Dienste treten wollen*, Wien, 1841.

二次文献

Engelbrecht, Helmut, *Geschichte des österreichischen Bildungswesens: Erziehung und Unterricht auf dem Boden Österreichs*, Band 3, Wien, 1984.

Friedrich, Margret, *„Ein Paradies ist uns verschlossen...“ Zur Geschichte der schlischen Mädchenerziehung in Österreich im „langen“ 19. Jahrhundert*, Wien, 1999.

Glöckl, L. (Hg.), *Franz Michael Vierthalers Ausgewählte pädagogische Schriften*, Freiburg im Breisgau, 1893.

山之内克子「啓蒙期オーストリアにおける教育：初等学校の制度的変遷を中心に」浅野啓子・佐久間弘展編著『教育の社会史：ヨーロッパ中・近世』知泉書館、2006 年、271-291 頁。

———「啓蒙期パンフレットとその読者層：『ウィーンの小間使い娘』を中心に」松塚俊三・八鍬友広編『識字と読書：リテラシーの比較社会史』昭和堂、2010 年、156-184 頁。

（2019 年 9 月 9 日受理、2019 年 9 月 13 日公開）